

令和5年度 第3回茅ヶ崎市みどり審議会 会議概要

<p>案件</p>	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 粗大ごみ処理施設整備に係る緑化の考え方について</p> <p>(2) 保健所整備に係る緑化の考え方について</p> <p>(3) 令和5年度下半期における自然環境庁内会議について</p> <p>(4) 清水谷特別緑地保全地区保全管理計画（改定版）について</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 進捗状況報告書の様式（案）について</p> <p>(2) 令和6年度みどり審議会の日程について</p> <p>3. その他</p>
<p>日時</p>	<p>令和6年3月28日（木）午前10時30分～午前11時55分</p>
<p>場所</p>	<p>茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 F会議室</p>
<p>出席者氏名</p>	<p>委員 一ノ瀬会長、小谷委員、荒井委員、岡田委員、萩原委員、岡本委員</p> <p>事務局 都市部 後藤部長 景観みどり課 田代課長、戸井田課長補佐、白濱副主査、北澤主事、谷島主事、横井主事</p> <p>報告事項（1） 資源循環課 小俣課長、林主幹 建築課 中村課長補佐 メタウォーター株式会社 高須氏 内藤建設株式会社 古田氏、吉村氏</p> <p>報告事項（2） 保健企画課 榎本課長、前田課長補佐、竹内副主査 建築課 前田課長補佐 小泉アトリエ 小泉氏、北山氏</p>
<p>会議資料</p>	<p>報告資料1. 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事 みどり審議会</p> <p>報告資料2. (仮称)保健所・保健センター整備事業について - みどり審議会-</p> <p>報告資料3. 令和5年度下半期に係る自然環境庁内会議の報告について</p> <p>報告資料4. 清水谷特別緑地保全地区保全管理計画（第一次改定版）</p> <p>議題資料1. 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略進捗状況報告書（案）（令和5年度実施事業）</p> <p>議題資料2. 令和6年度茅ヶ崎市みどり審議会の年間スケジュール（案）</p>
<p>会議の 公開・非公開</p>	<p>公開</p>

非公開の理由	
傍聴者数	0人

○事務局（田代課長）

委員の皆様こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。
 景観みどり課長の田代です。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会を始めます。

本日の審議会については、茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき実施させていただきます。

また、本日ににつきましてはオンライン形式による開催となります。

それでは開催にあたり5点ほど確認をさせていただきます。まず初めに、WEB会議となりますので通信状況の確認をさせていただきます。こちらの映像及び音声きちんと受信できるかを含め、お名前をお呼びしますので、応答いただけますようお願いいたします。

（通信状況の確認）

ありがとうございます。以上で通信状況の確認が終了いたしました。

次に2点目、傍聴者の確認です。本日、本審議会の傍聴者は現時点でおりませんので、その旨報告いたします。

次に3点目、会議充足数の確認です。本日の会議につきましては、委員7名のうち6名の委員に出席していただいております。茅ヶ崎市みどり審議会規則第5条第2項に規定される過半数の出席を充足しているため、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

次に4点目、会議の公開非公開についてです。本会議の内容は公開となり、会議の経過を明らかにするため、会議録を作成し、会議資料とともに、市役所の市政情報コーナー及び市のホームページで公表することとなっておりますので、ご承知おきください。

最後に5点目、配布資料の確認ですけれども、資料につきましては事前に配布しておりますので、この場での資料の確認は割愛させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、これより議題に移りたいと思っております。議事の進行につきましては、審議会規則に基づきまして、一ノ瀬会長をお願いいたします。一ノ瀬会長、よろしく願いいたします。

○一ノ瀬会長

それでは、皆さん改めて、こんにちは。本日もよろしく願いいたします。

今回の議事は報告事項4件、議題2件と少し多くなっているので、議事進行についてご協力をお願いいたします。まず、みどりの保全等に関連し、情報共有・情報提供するものについて、ご報告をお願いします。

○事務局

それでは、次第にそって順次ご報告いたします。まず、報告（1）粗大ごみ処理施設整備に係る緑化の考え方について、担当の建築課及び設計事業者より説明をお願いいたします。

○設計事業者（内藤建設）

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事に関する緑化計画について基本となる考え方と詳細についてご説明させていただきます。

初めに、計画概要及び施設概要ですが、1ページに記載してある通りでございます。また、敷地内の有効緑地面積は3018.22平米、緑化率は、15.87%を確保しております。

次に2ページをご覧ください。本計画の敷地の特性といたしまして、工事範囲の周囲は土壤汚染の可能性があり、土の掘削、盛り返しの制約などがあることや、南西部地中に埋設する雨水貯留槽の上部は根を深く張る植栽を採用できないこと、また、既設ごみ処理施設を運営しながらの建設工事になることなど様々な制約を受けながらの計画になっております。

次に3ページをご覧ください。本緑化計画の基本構想といたしまして、親しみやすい施設をねらい、計画地外周部をフェンス緑化及び緑地帯として整備いたします。土壤汚染等の制限や場内を周遊する搬出車両の視界の確保を優先し、植栽計画は草本・低木を多く採用いたします。

緑地帯は、既設植栽を生かしながら再整備を行い、本計画では、緑地計画を通して、近隣の方々や施設利用者への満足度向上を目指しております。満足度向上のためには、採用する樹種は多種多様なものとし、季節を感じられるものいたします。緑地帯は奥行きとボリュームのある計画といたします。また、手が届きやすく、メンテナンスがしやすい構成とし、維持管理性にも配慮いたします。

その他、施設運営の配慮として、ローメンテナンスの樹種を採用、構内道路付近では、落葉の少ない常緑樹を採用、敷地南西の雨水貯留層上部は根が深く張らない草本・低木を採用するなどの点に配慮し、計画いたしました。

次に4ページをご覧ください。敷地内の各緑地の面積及びフェンス緑化の長さは、図面の記載の通りでございます。

次に5ページをご覧ください。本計画では、計画緑地面積が2891.86平米となることから、法的要求本数は高木58本、中木174本、低木1,157本となります。

冒頭にご説明した通り、草本・低木中心の計画とするため、高木・中木から低木に振り替えて計画を行い、低木を2,409本植樹し、既設植栽を含める高木5本、中木151本を植栽する計画といたしました。

採用いたしました樹種は、右下の凡例に記載の12種で特徴などは、11ページに記載してあります。基本構想でご説明した通り、四季を感じられる樹種を各緑地に計画しております。

次に6ページ、または12ページをご覧ください。こちらのエリアが北東エリアになっておりますが、ここは、一般車両の搬入ごみ収集車両の搬入の玄関口となるエリアになっておりまして、交通量も最も多いエリアとなっております。

採用樹種本数は表に示す通りです。当施設の顔となる交差点に面した緑地は、車両からの視界に配慮し、草本・低木を中心に採用いたしました。また、一般車両動線沿いの緑地は、既設の中木を生かし、車両動線に干渉しないよう留意し、統一感のある沿道緑化といたします。

次は7ページ、または14ページをご覧ください。既設ごみ焼却施設及び本計画施設の見学者の玄関口となる南東エリアです。採用樹種本数は表に示す通りです。シラカシをシンボリック的に配置し、教育施設の玄関口として印象づけさせます。また、ハツユキカズラを採用したフェンス緑化は、見学者に華やかな印象を与えます。

次は8ページ、または13ページ、15ページをご覧ください。本計画施設を囲む緑地になっております。北部の一般車両が回遊しながら、粗大ごみを搬入する中央エリアと、相模川堤防沿いの南西エリアがあります。中央エリアは多くの方が滞留し、動線が交錯するため、駐車場、駐輪場の周囲に多種多様な緑地帯を計画し、歩車分離による安全性を確保しながら、満足度向上を図ります。南西エリアは相模川堤防沿いに面していますので、みどり豊かな堤防と、南の住宅地から北の公共施設までをつなぐ、連続性のある緑地帯を形成いたします。

最後に16ページになります。屋上緑化ですが、緑化の法的欲求面積確保を優先し、セ

ダムを採用いたしました。維持管理性に優れ、乾燥に強くこまめな水やりも不要です。加えて土被りもほぼ必要としないため、建築構造の観点においても負担が軽減できる計画となっております。

最後に参考資料といたしまして、各緑地体の断面図、景観まちづくり審議会で使用したファサード計画の資料や、緑化計画において、アドバイスをいただいた荒井委員、高橋委員、景観みどり課様との検討事項と対応方針を添付しております。

以上で、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事に伴う、緑地計画のご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○一ノ瀬会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか質問やコメントはございますか。よろしいですかね。そうしましたら、次の報告事項をお願いします。

○事務局

続きまして、報告（２）保健所整備に係る緑化の考え方について、担当課より説明をお願いします。

○設計事業者（小泉アトリエ）

はい。説明を始めさせていただきます。

保健所保健センターの方の設計を担当させていただきます、小泉アトリエと申します。

資料の方をおめくりいただきまして1ページをご覧ください。計画概要についてですが、計画地は茅ヶ崎駅北側の中央通り沿い、集客施設と行政施設の間に位置をしております。

イオンと地域医療センターとの間に挟まれた細長い敷地となります。

この敷地は茅ヶ崎市の景観計画において行政文化街区に属しており、象徴性や風格のある都市景観が求められる場所となっております。

また、茅ヶ崎市みどりの基本計画である公園緑地が身近に利用できる地域に属し、中央公園を含むみどりのネットワーク形成が求められている敷地になります。

茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例、24条で敷地面積の5%の緑地、36条で敷地面積の15%の緑化基準を満足するよう計画を進めています。

建物の概要といたしましては、感染症対策事業や食品衛生業務を中心として、母子保健業務やがん検診などの市民サービスも実施する施設となります。

敷地の概要及び建築概要に関しましては資料の下部をご覧くださいというふうに思います。

続きまして、2ページ目ですけれども、今回の敷地はイオン前の交差点から新千ノ川橋に至る県道沿いのみどりのネットワークづくりに貢献することが期待されている敷地となるかと思えます。敷地周辺の写真を2ページ目の方に載せております。

おめくりいただきまして3ページ目となります。

今回の敷地に必要とされる緑化面積についてですが、先ほどご説明させていただいたように、24条及び36条での緑化が求められる敷地となっております。それぞれまず24条に関しましては、西側の千ノ川沿いで確保するという考え方をしております。

また、36条に関しましてはその他の地域ということで一部屋上緑化も含まれております。それらに基づいて必要とされる緑化面積及び実際の計画面積を下の表に示した形となっております。

続いて4ページ目にいきます。全体の植栽計画の考え方を示しております。隣接する地域医療センターと同様の植栽ゾーニングとすることで、まとまりのあるみどりのボリュームを形成するということを考えております。具体的には、中央通り沿い及び千ノ川沿いに大きく植栽空間を確保するという考え方です。千ノ川側は将来的に大きくなる樹種を選択し、みどりの水辺景観を作っていきます。

また、屋上緑化には、メンテナンスに優れた樹種を選定し維持管理にも配慮いたします。

中央通り側にはアイキャッチとなる高木をシンボルツリーといたします。樹種の選定に

あたっては耐潮性を考慮していきます。

具体的な樹種につきましては図に示す通りですが、まず工場側に関しましては、工場がありますので目隠しともなるボリューム感のある植栽を選定しております。川風に強い樹種を選定し、在来の常緑広葉樹を主体として、花も楽しめる樹種計画を織り交ぜて提案をしております。

中央部分、オレンジ色のパートになりますけれども、ここは基本的にはメンテナンス性を考慮した植栽としたいというふうに考えております。乾燥と暑さに強く手入れが楽な樹種を選定するという考え方、或いは、狭い空間でも花を楽しめる小低木を選定するというような考え方をしております。

また南側におきましては、日当たりが悪い場所でも育ちやすい樹種を選定し、細長い植栽地を楽しめるように、リズムを作るような植栽計画としようということを考えております。

最後に東側中央通り側ですが、みどりのパートとなります。県道沿いで季節を感じさせる植栽という計画をしております。道路沿いのため、夏季の暑さに耐える樹種を選定したいと考えております。また、エントランスとして楽しくなる色を感じ、四季それぞれを楽しめる樹種を選定します。具体的には、資料画像に示すような樹種を選定するという考え方をしております。

最後、5ページ目に、景観アドバイザーからいただいた意見を添えております。

この考え方に基づいて、今ご説明をさせていただいた、4ページの植栽計画を立てております。私からの説明は以上となります。

○一ノ瀬会長

はいありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの説明について質問・コメントございますか。

はい、岡田委員お願いします

○岡田委員

岡田です。気になったのが、工場側といたしますか、千ノ川側の緑化なんですけれども、工場の目隠しとなるボリュームのある植栽という文言が気になりました。

飯島橋から新千ノ川橋まで、遊歩道などが無いのでこういう目隠しという表現になったんだと思うんですけれども、せっきく水辺があるので、もう少し水辺が見えるような空間にできないのかなというのを、希望を込めてコメントさせていただきました。

お願いいたします。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○設計事業者（小泉アトリエ）

はい。ありがとうございます。

ご指摘のように、水辺を楽しめるような植栽という考え方も盛り込んでいきたいというふうに思っております。

ただ現実的にはその向かいの工場が見えますので、水辺を楽しめると同時に、工場の存在感を少し和らげるような植栽というような形で考えていきたいというふうに思います。

ご意見ありがとうございます。

○岡田委員

ありがとうございます。やっぱり生物多様性のネットワークを考える上では、水辺の生きものが移動しやすいような、例えば水鳥が止まりやすいような樹木であるとか、鳥類がついばめるような草本類や土が見える植栽帯であるとか、そういった配慮も必要かなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

はいありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、次の報告をお願いします。

○事務局

続きまして、報告（3）令和5年度下半期における自然環境庁内会議について、景観みどり課よりご報告させていただきます。

資料は報告資料1をご覧ください。

自然環境庁内会議につきましては、道路工事や施設建設などの公共工事に先立ち、関係各課で連絡調整を図り、自然環境の保全、緑化の推進に向け、適切かつ効果的な保全策の協議、検討を目的としているものです。基本的には毎月開催する予定としておりますが、下半期につきましては、10月と12月に開催し、5つの案件について情報共有を行っており、本日はその内容について、簡単にご報告させていただくものです。

まず、①堤地内の道路拡幅に伴う現地調査についてですが、こちらは令和4年度から続く道路拡幅工事の第3次工事の施工前に現地調査を実施したものです。前回11月の審議会において、9月29日に現地調査を行い、調査結果を担当課へ報告する予定であると、ご報告しましたが、今回はその担当課に対する報告内容を、庁内会議で共有したものととなります。

今回の工事範囲では、特に指標種やレッドリスト種など対象植物が確認されなかったため、代替ミティゲーションは実施しておりませんが、工事範囲外において、ワレモコウとホタルカズラを確認したことを報告したものです。

しかしながら、現地確認後、工事施工にあたり、工事車両が現場で十分に活動できないという理由により、現場判断において、斜面の掘削が行われ、一部指標種等が失われたことが判明したため、再発防止に向け工事管理担当課と協議を実施しています。

続いて、②行谷遊水地事業における進捗についてですが、こちらは遊水地計画に進捗について、事業主体である神奈川県が、地元生産組合に対し説明会を実施した旨を、関係各課に報告したものととなります。

主に、遊水地計画は令和12年度の完成を目指していること、現在の用地取得率は約81%であることについて報告があったものです。

遊水地計画については、湿地環境の保全・回復について引き続き県と協議を進めていくものです。

③駒寄川における特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の生育発見及び駆除作業についてですが、これまで市内では、小出川を中心にナガエツルノゲイトウが確認されていましたが、12月に市の管理河川である駒寄川において、初めてナガエツルノゲイトウを確認したものととなります。

全国においてナガエツルノゲイトウの繁殖により、河川管理施設が機能不全になるなど、多くの被害が報告されているため、下水道河川管理課と景観みどり課職員にて、緊急的に駆除作業を実施した旨を報告したものです。

当日は4人の職員が、下流側への流出に注意しながら1時間半ほど手作業で駆除作業を行いましたが、全部駆除できませんでしたので、今後の対応について協議中となっております。

④保存樹林の解除につきましては、中海岸3丁目におきまして、相続の発生により、保存樹林が解除となってしまったものです。この解除により、約940㎡が減少し、保存樹林全体で25件、3万2,110㎡となっております。

なお、保存樹林の解除に伴い、同敷地内にあったハマヒルガオを、近くの茅ヶ崎小学校に移植したものの、うまく活着せず、残念ながら失敗してしまいました。

続いて、⑤自然環境評価調査の実施についてですが、令和6年1月より各分類群の調査が始まるため、関係各課における管理地内への立ち入りや駐車スペースの利用について、関係各課に協力を依頼したものです。

なお、評価調査につきましては、現在までに植物チームで4回、鳥類で15回、昆虫で4回、両生は虫類で4回の調査を実施し、合計27回延べ約90人の調査員が活動しています。今後4月に入り、各分類群において、調査が本格的に始まる予定となっております。

簡単ではありますが、自然環境庁内会議の報告については以上となります。

○一ノ瀬会長

ただいまの報告について、ご意見やご質問などがありましたらお願いします。

そうしましたら岡田委員お願いします。

○岡田委員

工事範囲外でのワレモコウが一部、喪失したという件ですけれども、工事現場の方々との意思疎通が原因ということだと認識したんですが、それで正しいでしょうか。それですとやはりそういう意思疎通の徹底が必要と思いました。

あともう一つ。ナガエツルノゲイトウの駆除なんですけれども、根ごと抜き取って、そのもの自体をごみ袋か何かに入れて、搬出して焼却をするという手順になるのでしょうか。除去した後どうしたかを教えていただけたらと思います。

○事務局

はい。では事務局より今の2点のご質問についてお答えいたします。

まずワレモコウのところのお話ですが、実際的には工事を行った主管課に対して、現場作業の方から車両の関係で作業ができないといった連絡があったそうです。

しかしながら工事担当者と作業の方が直接的にお話ができずに実際現場が止まってしまうと、工事の工期に間に合わないといったところがあったので、現場判断において実際には掘削が行われてしまって、一部の指標種が喪失してしまったというような形になっております。

こちらにつきましては景観みどり課サイドとしましては、非常にまずい手順かなというふうには考えておりますので、実際にこうしたことが再発しないようにするために、工事主管課の立場もございますので、どうしたらいいのか、どうやったら保全できるのかといったところを、現在、協議を進めているところになります。

またもう1点、ナガエツルノゲイトウにつきましては残さないように、イメージ的にはバキュームカーみたいなような、車両で周辺の砂利だとか水だとかと一緒に根を吸い込んでおります。水も含めた根は、下水道関連の処理施設に入れまして、外に逸出しない形を取り、焼却ではなくて、薬剤で枯らすというような形で処分をしております。

以上です。

○岡田委員

ありがとうございました。

ワレモコウについては、やっぱりそういう指標種があるということ、あらかじめ現場の方にお知らせしておくことが、多分基本なのかなというふうに感じました。よろしくお願いします。

○事務局

ご意見、ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

そうしましたら私から確認ですけれども、本日の自然環境評価調査のご報告というのは、土地の管理者や所有者に協力を依頼したということだけということなののでしょうか。

ちなみに審議会の範疇ではないのですが、以前、この調査自体を協力していただく方をなかなか確保するのが大変というお話があったような気がするのですが、今回の調査を実施していく中ではそこら辺は、何とか解決されて実施できそうという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局

はい。ありがとうございます。

実際に調査員さんは初めての方も多くはいらっしゃるんですが、人数的には約110名集まっております、これまでの実績からすると大体60～70名ぐらいの調査員さんでやってきておりますので、人数的には非常に多く参加いただいている状況にはなっております。

ただ、前回お話したかとは思いますが、長く当調査に携わってきてくださっていた方々が、なかなか体力的にも難しいというお声が多く聞かれるようになってきておりますので、今回、若い世代の方も多く参加していただいている状況なので、その方々がうまく引き継いでいけるような、世代交代ができればいいなというふうに事務局では考えているところです。

以上です。

○一ノ瀬会長

はいありがとうございます。よくわかりました。

他にはよろしいですか。はい、萩原委員お願いします。

○萩原委員

萩原です。よろしくお願いします。

ちょっとまた元に戻ってしまうんですけど、ナガエツルノゲイトウなんですけれども、今回、市民の方から発見があったという情報をもとに動かれていると思うんですけども、今、結構話題になってるというか入ってしまうと非常に根絶するのが難しいと思いますので、そういう情報が早く、少ないうちに入るような、何か仕組みみたいなところっていうのは、考えておられますでしょうか。

お願いします。

○事務局

はい。ありがとうございます。

なかなか行政だけで、こういった外来種の問題ですとか、その他の例えば道路の破損状況ですとか、行政のパトロールだけでは間に合わない、行政のいろんな分野において足りてないといったところが実情だと思っております。

今回のナガエツルノゲイトウにつきましては1回入ってくると、なかなか根絶といったところが非常に難しいといったところがありますので、まずは市民の方々に対する周知啓発が大事なんじゃないのかなとは考えているところでございます。

そうした周知啓発を実際にやった上で、見つけたらご報告くださいなど、そういった形にすると、なお情報が集まりやすくなるのかなとは現状を考えているところでございます。

以上です。

○萩原委員

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

はい。ありがとうございます。他にはよろしいですか。

それででしたら、この報告については以上とさせていただきます。

続きまして、報告（4）清水谷特別緑地保全地区保全管理計画（改定版）について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

はい、事務局より説明いたします。清水谷の保全管理計画の改定につきましては、前回までの審議会におきまして、皆様からいろいろご意見、ご審議をいただきありがとうございました。

その後の調整については、会長と事務局にご一任くださるということでおりましたけれども、今回、保全管理計画としてまとめりましたので、皆様にお示しし、ご報告するものです。

これまでの経緯を振り返りますと、委員の皆様には、令和4年度第3回みどり審議会及び令和5年度第1回みどり審議会において、本計画の改定案をお示しし、意見等をいただいております。

お手元に送付いたしました、本計画の新旧対照表、こちらは令和4年度第3回みどり審議会にて、提示した当初の改定案から、審議会の意見等を受けて、どこを修正したのかを示したものとなっております。誤字脱字等の軽易な修正も含めておりますので、その部分につきましては口頭での説明は割愛させていただきます。

全体の話としまして、平成26年に策定した現行計画からの主な変更点は4点ございます。

1点目は、清水谷の保全を継続していくために、近隣住民の生活環境に配慮する必要性が生じてきたことから、計画の中に近隣住民の位置付けを明示した点です。

2点目は、特別緑地保全地区内の各ゾーンの現状と課題及び保全の方向性を、時点更新いたしました。

3点目は、特別緑地保全地区内での行為の許可基準を記載いたしました。

4点目は、本編に組み込まれていた申請後の概要を資料編に移すなど、資料として理解しやすいよう全体を再編いたしました。

これらのほか、清水谷の風景や谷戸内で見られる主な生きものの写真の一部を新しいものに差し替えるなど、細かな時点修正を加えております。

1点目の、先に説明しました視点に基づきまして具体的に、修正を加えた点をご説明いたします。

改定案の本編6ページ、第3章をご覧ください。こちら、第3章「将来多様な自然環境を引き継ぐために」の中に、近隣住民の方の位置付けを盛り込みました。こちら11ページの図3、こちらに、役割分担と協力体制ということで、近隣住民の位置付けを整理しております。

続きまして、2点目、特別緑地保全地区内の各像の現状と課題、保全の方向性の時点更新について、こちらは14ページに掲載しております。

清水谷全体を小さなゾーンに区切った図がございます。こちらの各ゾーン別に、続く15ページから20ページに、現状と課題、そしてその保全の方向性を記載しております。主な保全の方向性としては、常緑広葉樹を減らし、落葉広葉樹中心の明るい樹林に変えていくことを示した部分が多くなっております。

3点目、特別緑地保全地区での行為の許可基準に関して、続く資料編の16から21ページに、都市緑地法によって規制されている、特別緑地保全地区内での行為について、許可の基準を明示いたしました。

4点目、本編に組み込まれていた清水谷の概要を整理したもの、こちらにつきましては、現行計画の1から10ページに記載しておりました。清水谷の概要について、資料編に移動させました。

本編は全体として保全の方向性等の具体的な考え方を示したもの、資料編は、清水谷の地理的特徴、歴史的経緯、環境を代表する特徴的な生物等についてまとめたものとしております。

なお、資料編に掲載しております写真の大部分を、近年撮影された新しいものに差し替えております。この差し替えの写真につきましては、清水谷で活動されている市民活動団体の方から、写真の提供をいただいたものでございます。その他、市職員が撮影した写真も使用しております。

こちらの生物の一部は、別種に差し替えをいたしました。理由として、現行計画策定時には確認できたものの、現在では生息が確認できていない種であるものや、市内では清水谷にしか自生が確認できていない植物を、より清水谷の環境を象徴するものとして、取り上げたということが、変更理由として挙げられます。

大まかではございますが事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

こちらの件、実は審議会で随分前に議論いただいて、様々なご意見をいただいた上で、会長と事務局預かりという扱いをしてきたんですけども、ちょっと細かい精査に結構時間を要してしまったこともあって、随分久しぶりのこの審議会ではご報告というような形になっております。

基本的には委員の皆さんにいただいた方向で修正をしていたのと、それ以外一部ですね様々な整合性を整えたり、写真を入れ替えていただいたりする中で、ちょっと時間がかか

ってしまったんですけれども、新旧対照表含めですね、複数回、事務局と確認をした上で今回の修正したもの、改定版となっております。

もし何かご質問、お気づきの点があればお願いします。

はい、荒井委員お願いします。

○荒井委員

ご説明ありがとうございました。

非常に分かりやすく素晴らしい計画になった印象を受けました。

こういう保全計画自体がとても重要だと思いますし、市民の位置付けも非常に明確に提示されて、今後につながるかなと思います。

これにつきましては、今後、活用していくことが必要だというふうに思っていて、今、興味を持っていただいている人以上に、今後につながる人、先ほども調査の方が、高齢化されていてどんどん若い方を入れていくというお話もありましたので、今後の活用ですよ。もちろん保全計画は公表するかと思うんですけども、簡易版などを作成して、アピールしていただくかPDF化したものなどを、いろんな学校での教育に使っていくかなど、もしビジョンがありましたらちょっと伺いたいと思います。お願いします。

○事務局

はい。ありがとうございます。

保全管理計画を改定したといったところで、その後の活用といったところは当然ながら、日頃から活動している方々といろんな意見を調整して、今回の改定版に反映をできるだけさせているわけですけども、その方々には当然お渡しするといったところと、その他といったところでは、まず基本的には市のホームページで公表することを考えております。

そして、先ほどご意見ありました簡易版といったところにつきましては、実際に清水谷で自然観察会などそういった授業に組み込んでいる学校もございますので、そういった子供たちへの教育、周知も含めると、そのような簡易版があったらいいなとは思っていますので、できるかどうか分からないですが前向きに検討をしたいと思います。

ご意見ありがとうございます。

○荒井委員

ありがとうございます。

多分すごく本当に簡単な方でもいいと思うんですけど、一般の市民からするとこういうものを守っていくために保全の管理計画とかが必要というのが、まだなかなか浸透していない部分がありますので、こういうものを作ってちゃんと保全していくというのを、ぜひどんどんアピールして欲しいなと思います。よろしくをお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

周知について大事なご意見いただいたかと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、続きまして今度は報告事項が以上ということになりまして、議題（1）ですね。

議題（1）みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 進捗状況報告書の様式（案）について、ご説明をいただければと思います。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、議題（1）みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 進捗状況報告書の様式（案）について、ご説明させていただきます。

こちらは、第1回の審議会において、評価時期の変更に合わせ、報告書の様式を変更することについて、みなさんからご承諾をいただいているものです。

本審議会からいただいた、評価の流れや位置づけ、グラフ等の活用に関する意見への対応

とともに、新しい様式でのイメージを掴んでいただくため、基本方針1から3をまとめた進捗状況報告書（案）を作成しましたので、ご報告とともにご意見を伺うものです。

主な変更点についてご説明します。資料3ページをご覧ください。

基本的に、これまで毎年度実施してきた進捗状況報告書の作成をもって自己評価とし、当審議会による意見等を外部評価結果と位置づけ、報告書の公表をもって評価の決定とすることを図示しております。

また、いただいた意見につきましては、担当課へフィードバックし、施策・取り組み等への反映を行うことで、PDCAサイクルによる進行管理を行うものです。期末評価時においては、基本方針ごとに設定している指標の推移を勘案して、施策の実施効果について分析・考察を行い、審議会に諮問し、審議会から答申（意見）をいただき外部評価とすることで、評価の流れや位置づけを明確にしたものです。

続きまして、28ページをご覧ください。審議会からの答申については、基本方針ごとの自己評価に対して意見をいただく形とし、最終的には、報告書に審議会からの意見として報告書に記載することを考えております。

戻りまして、27ページをご覧ください。こちら基本方針ごとの指標の推移について、グラフで表したものとなります。それぞれ基本方針ごとにグラフを入れ込み、視覚的にわかりやすくしたものです。

大きな変更点は以上となりますが、現在記載している活動内容等については、あくまで現時点での記述例であり、全体像のイメージを掴むためのものと考えていただければと思います。

今後、各担当課が作成する段階において、記述内容等に関して変更が生じる可能性があることについて、ご承知おきのほどお願いいたします。

みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 進捗状況報告書の様式（案）について、説明は以上となります。

○一ノ瀬会長

ご説明ありがとうございます。

ただいまの進捗状況報告書（案）について、ご質問などがありましたらお願いします。

はい、岡田委員お願いします。

○岡田委員

29ページのグラフの説明で、「②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標の数値」が、令和4年でぐっと下がっているんですけども、これはなぜなのでしょう。

○事務局

はい。事務局からお答えいたします。

令和3年度から令和4年度にかけて、「4.98」から0.07減少し、「4.91」となっておりますが、主な理由としては都市公園等に位置づく「運動場・グラウンド」において、地権者との交渉により一部返還が生じていること、また、人口が約1,900人増えていることにより、一人当たりの面積に減少が生じているものとなります。

また、グラフにおける面積の単位を（ha）としていますが、（㎡）の誤りなので、修正をお願いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○岡田委員

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

他にいかがでしょうか。

はい、小谷お願いします。

○小谷委員

はい。ありがとうございます。

数年前にこのみどりの基本計画の評価をやらせていただいた際は、かなり煩雑な作業でしたが、審議会の意見を聞き入れていただきまして、とてもシンプルになったと思います。

恐らく、評価結果を第三者が見ても分かりやすいと思いますので、この方向性でいいのかなと思います。

それと、1点確認ですが、例えば28ページにあるような評価指標はF I Xと考えてよろしいでしょうか、あるいは今後、追加等もあると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。

基本方針ごとの指標につきましては、現行のみどりの基本計画を策定した際に、この基本方針ごとの進捗を図るために、設定をしたものというふうになっております。

ですので現状においてこの指標を変更するといったところは、事務局では考えておりません。

ただ、この基本方針の進捗を図る上で、プラスアルファとしてこういったものもあるんじゃないかというものがあれば、そういった追加に関しては考慮すべきではと考えているところでございます。

以上です。

○小谷委員

ありがとうございます。

前回の策定時に決めた指標ということですので、それはそれで結構だと思います。しかし、これは長期計画になりますので、例えば、最近ですとコロナウイルス感染症で世の中の動きは大きく変動しましたので、可能な範囲で結構ですので追加等を検討された方が、より適切な成果評価になるかと思えます。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

岡本委員、お願いします。

はい。

○岡本委員

22ページの資料見てて気になったんですけど、防災・減災機能を持つみどりの充実というところの上部に「遊水機能などを有している水田などの農地や樹林の保全を推進します。」と記載があるのですが、それに対して下の方の取り組み内容の例として、「水田等の湧水機能を有する土地に対する補助金制度については、〇〇のため令和5年度より制度を廃止しました。」って書いてあるのですが、上に書いてあるものと下に書いてある言葉が矛盾するような感じがするので、下のこれは削除したほうがいいんじゃないのかなという感じがしたんですが、いかがでしょう。

○事務局

ありがとうございます。

そうですね、こちらにつきましては先ほどもちょっとお伝えしたように全体像のイメージを掴んで欲しいといったところで、現段階ではサンプルとして記述したものになりますので、今後もそういった矛盾を感じるようなところがないように記述の方は揃えていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○岡本委員

はい。わかりました。お願いします。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

そしたら、私からの1点確認ですが、今日はこの形式について挙げていただいていた、これに実際中身が入ったものが次回の審議会にかけられるというようなことですかね。

○事務局

仰るとおりになります。

○一ノ瀬会長

あともう一つ、以前、コロナ禍もあつたりとかということで、特に今回の資料だと2ページ目のところに前期評価というやり方から期末評価に移していくというようなことを以前決めてそれがここに書かれてるかと思います。

ですので、令和8年度に期末評価になるんですけど、これ実際にはそれに向けたことが、令和7年度からスタートするようなイメージでいけばいいのでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。

実質的には令和6年度からこの新しい様式を使って進捗状況報告をやっていきますので、そういった意味では来年度から8年度に向けた評価をやっていくというような形を考えております。

○一ノ瀬会長

なるほど、わかりました。

他にはいかがですか。よろしいですか。

先ほど別件の報告の方でありましたけども、第4回自然環境評価調査が現在、進行中ということもありますので、その実績も踏まえて期末評価が令和8年度にくるということになってきます。

そうしましたら、議題(2)令和6年度みどり審議会の日程について、こちら事務局からお願いします。

○事務局

はい。それでは今年度最後の審議会となりますので来年度の審議会のスケジュール案について簡単にご説明させていただきます。

令和6年度の審議会は全部で3回を予定しております。1回目は事前にお伝えしたように7月2日、2回目を10月の初旬、3回目を2月上旬から3月の下旬にかけて開催することを考えております。

内容としては現時点での予定となりますが資料にお示ししましたように、みどりの基本計画の進捗状況や自然環境評価調査の進捗状況の報告を考えております。

スケジュールの説明は以上となりますが、できましたら第1回と第2回の日程について決定をしていただきたいと考えております。

なお第1回につきましては事前にもメールでお知らせしたように7月2日の火曜日を予定しておりますが、一ノ瀬会長におきましてちょっと午前中のみしか参加ができないといったようなご予定になっていることなので、できましたら午前中の開催でお願いしたいと事務局では考えておりますが、いかがでしょうか。

なお、会議の充足数としましては過半数、4人の出席で成立はするのですが、事務局としては多くの委員さんに参加していただいて4人での開催は、できるだけ避けたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

(日程が決まらなかったため、改めて日程調整することとなった)

○事務局

はい、ありがとうございます。

それでは、日程につきましては第1回、第2回とも含めまして、また皆様にお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回、予定しておりました報告事項と議案2件につきましては以上となりますが、1点追加の報告事項として報告をさせていただきたい事項がございますので、事務局から報告をさせていただきます。

こちらの報告案件につきましては、「令和5年度の清水谷特別緑地保全地区重点保全業務委託の実施について」というものになります。こちらは担当課が、景観みどり課及び公園緑地課の行う事業となります。

こちらの概要が、清水谷特別緑地保全地区にて、樹木の太径木化による環境の悪化、ナラ枯れによる枯死木、危険木の発生を受けまして、今年度から令和7年度まで、重点的に3年間をかけて、保全事業を実施するというものになります。

今回は、令和5年度の実績を報告させていただきます。初年度である令和5年度は、枯死木と危険木を中心とした伐採を実施いたしました。伐採を行った樹種及び本数は、資料の表の通りです。

伐採の総数は134本、剪定を行った本数は4本となっております。伐採後の状況なのですが、清水谷は4.9ヘクタールの小さい谷戸でして、搬出路に使えるルートが殆どございません。そのため、伐採材の搬出ができない箇所が非常に多かったため、林内集積を基本といたしました。

来年度、令和6年度の方針につきまして、清水谷の自然環境の改善を第1目標としまして、今年度同様に伐採及び伐採木の林内集積を行っていく方針が基本となります。

しかし近年ですね、森林環境譲与税の用途としまして、国や県より地場産木材利用の促進が奨励されておりますので、その部分も考慮いたしまして、伐採材の一部を木材として活用するのですとか、何か活用する方法を、現在事務局の方で模索している状況となっております。

簡単ではございますが報告以上となります。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。よろしいですかいかがでしょうか。

ナラ枯れや太径木化というのはもうどこの自治体でも同じような問題かなと、うちの大学キャンパスの方も同じような状況にあるかなと思います。

よろしいですかね。はい、ありがとうございます。

それでは以上で大丈夫ででしょうか。

○事務局

はい。追加の報告案件ということで、申し訳ございませんでした。

それでは長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

今年度の審議会はこれで終わりますが、今年度をもちまして事務局の都市部長の後藤と景観みどり課長の田代が役職定年を迎えまして異動となりますので、最後皆様に簡単ではございますが挨拶の方をさせていただきたいと思っております。

○後藤都市部長

はい。都市部長の後藤でございます。

3年間都市部長として参加させていただきました。3月末日をもちまして役職定年となりますことをご報告させていただきます。次回以降、新しい都市部長は深瀬という者が出席をさせていただく予定でございます。

これまで委員の皆様からは貴重なご意見様々いただきましてありがとうございました。次年度以降もみどり行政の進行管理にご協力いただきますようご祈念いたしまして私からの挨拶とさせていただきます。

今まで本当にありがとうございました。

○田代課長

景観みどり課長の田代です。

令和3年の4月1日に前任の関野課長の定年退職の後を引き継ぐ形で景観みどり課長に就任し、3年間、みどり行政の方に携わって参りました。

その間にみどり審議会の委員の皆様には、本市の大きなところでは、緑のまちづくり基金条例の一部改正、同基金の活用方針の策定、またみどりの基本計画の進捗状況の報告であったり、今回の清水谷特別緑地保全地区の保全管理計画の改定など、ご意見やご審議をいただきまして、本市のみどり行政にご協力をいただきましたことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

本市では今年度より定年延長が段階的に始まりまして、後藤と私の2名は、新しい制度のもと、61歳の定年となります。

それに伴いまして今年度末で管理職の役職定年となり新年度からは管理職ではなく、一般職員として、私の場合ですと、先ほど報告案件の中で、自然環境庁内会議で道路拡幅で思わず指標種が荒らされてしまったというところの報告がありましたが、そちらの建設部道路管理課の方に異動が決まっております。

私ども土木職ですので、これまでの経験を生かし、また、事業の実施にあたってはみどりの保全にも十分に注意しながら、また今回の報告したようなことがないように、景観みどり課の方と連携を図り、パイプ役を務めるような形で頑張っていきたいなというふうに思っております。

また今後、いろいろな機会でお世話になることもあろうかと思っておりますので、その際にはまたよろしくお願ひしたいと思っております。3年間どうも、ありがとうございました。

○事務局

はい。事務局からは以上となります。

皆さま本当に1年間、ありがとうございました。

また来年度も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○一ノ瀬会長

どうもありがとうございました。

そうしましたら令和5年度第3回茅ヶ崎市みどり審議会を終了としたいと思ひます。

どうもありがとうございました。来年度もよろしくお願ひいたします。

○事務局

みなさま、長時間にわたりご審議ありがとうございました。

それでは、随時ZOOMから退出していただくよう、お願ひいたします。

本日はありがとうございました。